

## 令和4年度宮城県持続的な食料システム構築に関する計画策定に係る業務 仕様書

1 委託業務の名称 令和4年度宮城県持続的な食料システム構築に関する計画策定に係る業務

2 契約期間 契約締結の日から令和5年1月13日まで

3 業務の目的

みどりの食料システム戦略に基づく宮城県の持続的な食料システム構築に関する計画策定にあたり、食料の継続的かつ安定生産の核となる肥料・エネルギー分野の持続性について明らかにする必要がある。

そこで、農業分野の環境負荷低減の取組を通じて、肥料・エネルギー分野の県内自給率を向上させた場合の県内への経済波及効果を明らかにすることで、肥料・エネルギー分野の持続性について評価するとともに、想定される経済波及効果を確実に創出するための食料システム構築に係るポイントについて整理することで、計画策定の一助とするもの。

4 業務の内容

(1) 肥料・エネルギー分野の県内自給率を向上させた場合の県内への経済波及効果に関する調査

① 経済波及効果の算出

イ 調査する経済波及効果の内容、前提条件について提案すること

ロ 化学肥料及び化石燃料から県内産資源に切り替えた場合を想定し、県内自給率を複数パターンを設定して効果を算出すること

ハ 算出に用いるデータは、国、地方公共団体等の公表データのほか、委託事業者がアンケート等により取得したデータ等を用いること

② 農業分野の環境負荷低減の取組を通じた肥料・エネルギー分野の持続可能性の評価

イ ①で算出した経済波及効果等に基づき、農業分野の環境負荷低減の取組を通じた肥料・エネルギー分野の持続可能性について評価すること。評価内容は提案すること

ロ 生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者にわかりやすい内容とすること

(2) 経済波及効果を確実に創出するための食料システム構築に係るポイントの整理

① (1)で算出した経済波及効果の確実な創出に向けた、宮城県の持続的な食料システム構築に係る留意点等について整理すること

② 「持続的な食料システム」の定義は「農林水産物等の生産から消費に至る各段階の過程において、環境への負荷の低減が図られ、かつ、当該農林水産物等の流通及び消費が広くおこなわれる食料システム」とし、①の整理にあたっては、「調達」、「生産」、「加工」、「流通」、「消費」のいずれか又は全ての視点から検討すること

③ 生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者にわかりやすい内容とすること

(3) 成果物

① 成果物の提出について

この業務の成果物として、業務実施結果報告書を作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。

② 成果物の利用について

この業務における制作した表、グラフ等の制作物の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、この業務の成果物を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

③ 成果物の権利等について

イ 制作物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

ロ 人物を採用する場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。

ハ 制作物について、発注者に対し受注者は著作者人格権の行使を行わないものとする。

(4) その他

① 受注者は、この業務着手前に発注者と十分な打合せを行い、業務内容及び方法について確認を行い、実施計画書を作成すること。

② 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度発注者と協議し、合意の上、実施すること。